

資料2)益城中央線の利活用に関する益城町の取組



1. ウォーカブル推進都市宣言

- ◆ 現況
 - 国土交通省からの募集に応じ、益城町は**令和2年8月に「ウォーカブル推進都市宣言」**を行った。
 - 「**居心地がよく歩きたくなるまちなか**」の形成に向けた様々な取組にチャレンジしながら、ウォーカブル推進都市に相応しいまちを目指す。
- ◆ 宣言を行った背景
 - 益城町総合計画及び益城町都市計画マスタープランにおいて、道路の持つ本来機能である交通機能や防災機能の整備にとどまらず、「**沿道を人々が歩き集うこと**」により、**にぎわいのある都市空間の形成**を図ることを大きな目標としている。
- ◆ 宣言を行った理由・期待される効果
 - 先進事例の情報共有や政策づくりに対する意見交換を行うことで、**まちづくりの視点や幅**が広がる。
 - 事例収集や豊かな生活空間づくりに必要となる**財源の確保**に向けて、国の交付金の優先配分が期待される(都市再生整備事業の補助率が5%上乗せされる等)。

2. まちなみづくり推進事業

- ◆ 「まちなみ協定」等策定費用補助
 - 高付加価値空間を創出するためには、**地域の独自性を踏まえた一つの考えを、目に見える形でまとめる**ことが重要。
 - 地域等による「まちなみ協定」の策定費を全額補助する(上限有り)。
 - 益城中央線沿線のにぎわいづくりは、その波及効果が町全体に及ぶことから、特に第6次総合計画・町都市マスタープランに基づいて、地元による協定の策定を町が支援する。
- ◆ 高付加価値空間創出に向けた補助
 - 個人・法人等が「まちなみ協定」等に沿って「**潤いのある空間**」「**開かれた空間**」という良好な地域環境の創出に向けて**創意工夫による取組**を行う際に、その費用を補助する(補助率2/3)(上限有り)。

補助対象例

- 「気持ち良い」と感じられる空間づくり
 - 緑化(木陰の創出、緑や花に囲まれる空間の整備 など)
 - まちなみを形成するパーツの美化
- 集える空間づくり
 - コミュニティスペースの整備(ベンチの設置、広場空間整備 など)
- 店外で営業できる空間づくり
 - 店外営業空間の整備(テラス席の整備、テント、オーニング など)

◆ウォーカブル推進都市とは

世界の多くの都市で、まちなかを**車中心からひと中心の空間へと転換**し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変する取組が進められている。

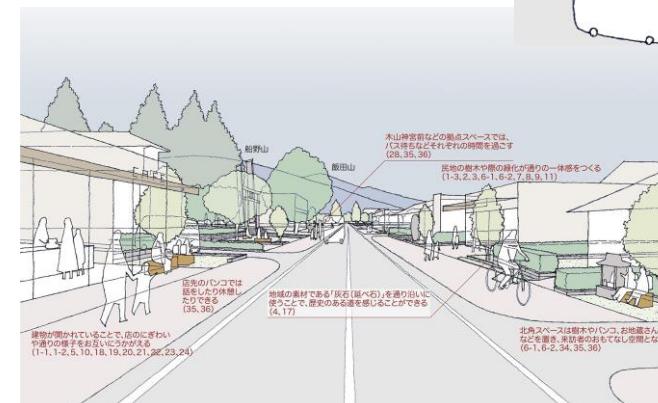
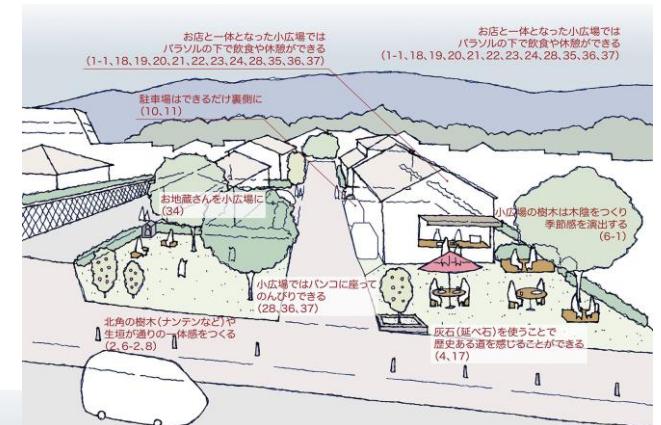
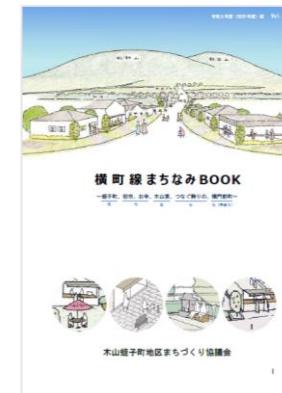
これらの取組は、ひと中心の豊かな生活空間を実現させるだけでなく、**地域消費や投資の拡大、観光客の増加や健康寿命の延伸、孤独・孤立の防止**ほか、**様々な地域課題の解決や新たな価値の創造**につながる。

これらを踏まえ、「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会(国交省)」において、「WE DO」～Walkable(歩きたくなる)、Eyelevel(歩行者目線)、Diversity(多様性)、Open(開かれた空間)～をキーワードとするこれからのまちづくりの方向性が打ち出され、この取組に向けた政策実施のパートナーとして、「ウォーカブル推進都市」の募集を国土交通省が行っているもの。

<益城中央線拡幅後のイメージ>



<まちなみ協定の例:横町線まちなみBOOK>



3. 狭小用地の活用

- ◆ 沿道のにぎわいづくりにおける“狭小用地”の重要性
 - ・ 県道熊本高森線拡幅事業による用地買収により、沿線には、通常の宅地と比べると狭小な用地が多く発生する。これらの土地は、**沿線を人が歩き、集うことによるにぎわいづくりのための大きなポテンシャル**を持つ。
- ◆ 具体的な活用策
 - ・ 道路空間（歩道空間）と連携した“人がより歩き集う”利活用
 - 歩道を歩き集う人が、快適に過ごせる場（例：**ポケットパーク**）
 - ・ 沿道空間と道路空間（歩道空間）双方と連携した“人がより歩き集う”利活用
 - より広範囲からの人が、歩き集うための場（例：**バス停付近の駐輪場**）
- ◆ 買収・整備
 - ・ 狭小用地がすでに発生していること、県道熊本高森線拡幅事業のスケジュールとの整合性などから、益城町土地開発公社による買収が可能な狭小用地については、先買を進める。
 - ・ 各種事業により町が買戻し、令和4年度から整備を進める。

<狭小用地活用のイメージ①ポケットパーク>



<狭小用地活用のイメージ②駐輪場>



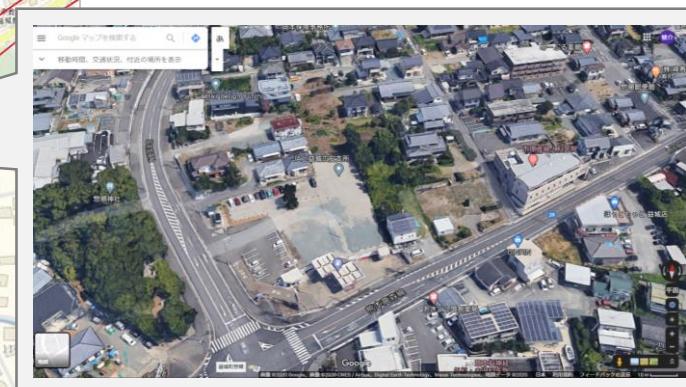
4. 惣領にぎわい拠点

- ◆ 益城町第6次総合計画において、地域拠点として位置付けている惣領交差点周辺において、県道熊本高森線拡幅事業などの復興事業に伴って**移転する事業者及びにぎわいに資する新たな業種**の入居先となる**テナントビル**を整備し（令和4年度運営開始予定）、町のにぎわいの維持・向上を図る。



主要施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業・サービス施設 ● コミュニティ形成施設
主要導入機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活利便機能 ● 生活サービス機能 ● 憩い・活動機能
考えられる導入施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数の商業・サービス施設の立地を誘導する ● イベントスペース、駐車場
想定規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 店舗 100㎡×10施設 = 延床面積1000㎡程度 ● 医療施設：1~2施設 ● イベント広場 100㎡（駐車場スペースを活用した利用も想定）

<惣領にぎわい拠点の位置>



敷地面積	約2,400㎡
用途地域（建ぺい率、容積率）	準住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）